

(案)

行政不服審査法第43条第1項第5号の規定により
大阪府行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項第5号の規定により大阪府行政不服審査会への諮問を要しない審査請求は、次のとおりとする。

審査庁が処分庁若しくは不作為庁又はこれらの上級行政庁のいずれでもなく、法第46条第2項又は第49条第3項の規定による申請に対する一定の処分をすべき旨を命ずる権限を付与されていない場合であって、当該審査庁が、審査請求に係る処分の全部を取消し、又は不作為が違法若しくは不当である旨を宣言する裁決をしようとするもの（当該申請の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されているもの及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられているものを除く。）